**平成２１年（フ）第１８３号**
鳥取県岩美郡岩美町大字恩志1066番地
債務者　竹内　康隆
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長村みさお
4　破産債権の届出期間　平成21年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月３日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第４８号**
群馬県沼田市下久屋町899番地１
債務者　澤田　勝幸
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯澤　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**平成２０年（フ）第４９号**
群馬県沼田市下久屋町899番地１
債務者　澤田　正恵
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯澤　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**平成２１年（フ）第１３号**
群馬県沼田市上原町1726番地８　カーサＫＭＫ206号
債務者　船津　　学
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯澤　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月24日午後１時
5　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**平成２１年（フ）第３２号**
群馬県沼田市東原新町1480番地６
債務者　小沼　拓也
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯澤　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月24日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**平成２１年（フ）第３４号**
群馬県沼田市下久屋町899番地１
債務者　澤田　勝司
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯澤　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

## 破産手続開始及び破産手続廃止

**平成２１年（フ）第８４号**
山形市高原町223番地の26
債務者　有限会社佐藤建装
代表者取締役　佐藤　政利
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２１年（フ）第９７号**
山形市元木２丁目11番６―201号　レジデンス元木、前住所山形県南陽市三間通286番地の７
債務者　鈴木　邦友
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１４８号**
山形市蔵王成沢55番地
債務者　庄司京子こと　林　　奇連
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１６３号**
山形県東村山郡中山町大字土橋22番地34
債務者　石川　裕司
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１８１号**
山形市大字中桜田165番地13、前住所山形市中桜田２丁目14番20号　セジュール沼沢Ｃ205号
債務者　大場美知子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１９５号**
山形市花楯１丁目10番20号
債務者　徳武キヨ子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４６号**
岩手県大船渡市盛町字町９番地７
債務者　米田　高久
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２１年（フ）第９１号**
岩手県一関市三関字日照115番地１　ハイツマツモト１
債務者　青木　哲也
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２１年（フ）第９２号**
岩手県一関市三関字日照115番地１　ハイツマツモト１
債務者　青木　千夏
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２１年（フ）第２８５号**
北海道茅部郡森町字御幸町100番地
債務者　櫻庭　敏修
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第１５４４号**
名古屋市千種区桜が丘１番地　ヒルトップ井上６Ｂ号
債務者　木村　悦子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部